

第3章 緊急事態応急対策

- 1 節 基本方針
- 2 節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保
- 3 節 活動体制の確立
- 4 節 屋内退避、避難等の防護活動
- 5 節 飲食物の出荷制限、摂取制限等
- 6 節 緊急輸送活動
- 7 節 救助・救急、消火及び医療活動
- 8 節 住民等への的確な情報伝達活動
- 9 節 自発的支援の受入れ等
- 10 節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

1 節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである。

なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

2 節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 方針

市、県及び防災関係機関は、緊急時及び発電所で大規模自然災害等が発生した場合において、防災関係機関が応急対策活動を実施するため、迅速かつ的確に情報の収集・連絡を行うものとする。

2 トラブル情報等の通報・連絡及び対応

(1) 原子力事業者の通報・連絡

原子力事業者の原子力防災管理者は、原子炉施設にトラブルが発生した場合は、原子力関係法令及び安全協定に基づき、国、県、県内全市町村及びその他必要な関係機関等に通報・連絡する。

(2) 防災関係機関相互の連絡及び対応

市は、国、県及び関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。

市は、原子力事業者や国、県からの通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡する。

3 情報収集事態の通報・連絡

(1) 原子力事業者の通報・連絡

原子力事業者の原子力防災管理者は、情報収集事態を認知した場合は、原子力関係法令、県及び市町村との安全協定に基づき、国、県、県内全市町村及びその他必要な関係機関等に通報・連絡することとされている。

(2) 防災関係機関相互の連絡

市は、国、県及び関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

市は、原子力事業者や国、県から通報・連絡を受けた事項について、必要に応じて関係する指定地方公共機関に連絡する。

4 警戒事態の通報・連絡及び対応

(1) 原子力事業者の通報・連絡

原子力事業者は、警戒事態が発生した場合は、原子力関係法令、県及び市町村との安全協定に基づき、国、県、県内全市町村及びその他必要な関係機関等に通報・連絡することとされている。

(2) 防災関係機関相互の連絡及び対応

市は、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、国、県、柏崎市、刈羽村及び原子力事業者と連携し、情報収集を行うものとする。

市は、原子力規制委員会、原子力規制庁、柏崎刈羽原子力規制事務所、県警戒本部・県原子力防災担当部署・地域振興局、新潟地方気象台等から、放射性物質の大気中拡散計算結果や気象情報、その他応急対策活動に必要な情報を独自に入手する。

市は、広報マニュアル等に従い、緊急速報メール、防災行政無線、広報車等のあらゆる情報手段を活用し、必要に応じて住民への広報を行う。なお、広報内容は定時的にきめ細かい内容とする。

[原子力規制委員会の対応]

・警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断した場合には、原子力規制委員会及び内閣府は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「国の事故警戒本部」という。）及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置する。

また、原子力規制委員会は、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、及び重点区域を含む市町村に対し情報提供を行うこととされている。

[県の対応]

・県は、事故発生の通報又は放射線監視における異常検知の報告を受けた時は、必要に応じて、職員を発電所へ派遣する。派遣された職員は現地状況の確認調査を行うとともに、放射性物質

の放出状況又は放出予測等応急対策を講ずる上で必要な情報の収集に努め、逐次速やかに県へ状況を報告することとされている。

- ・県は、国、市町村及び防災関係機関と相互に協力し、通報の内容、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難の必要性及び住民がとるべき行動の指針等について、県民及び報道機関に対し、速やかに広報を行うとともに、その後も定期的に広報することとされている。

- ・県は、国、市町村及び防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行うこととされている。

5 施設敷地緊急事態発生時の通報・連絡

(1) 原子力事業者等の通報・連絡

原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、県警察、PAZ 及び UPZ の市町村・警察署・消防本部、新潟海上保安部及び原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付する。あわせて、安全協定に基づき、所定の様式により、県内全市町村へ通報する。

なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連絡及び対応

市は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に通報する。

[原子力規制委員会の対応]

- ・原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通しや事故情報等について国の事故対策本部内に情報を共有する。

国の事故対策本部は、県をはじめ即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）を含む市町村及び県警察に連絡することとされている。

[県の対応]

- ・県は、原子力防災管理者、原子力規制委員会及び原子力防災専門官から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し、関係する防災関係機関に連絡するとともに、防災無線の一斉通報 FAX 等により、市町村及び消防本部に通報することとされている。

- ・PAZを含む市村と同様の情報を、PAZを含む市村を除く市町村に連絡
- ・PAZを含む市村を除く市町村に連絡する際には、PAZ市村の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を伝達

[事業者の対応]

- ・原子力事業者は、施設敷地緊急事態の発生後、速やかに原子力防災センターへの原子力防災要員の派遣及び原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じることとされている。

6 応急対策活動情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の市の連絡対応

市は、原子力事業者等の原災法第10条通報により施設敷地緊急事態発生を把握した場合、応急対策活動等の情報把握のため、以下に示す対応を行うものとする。

- ① 原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。
- ② 指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。
- ③ 市と県が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。
- ④ 国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、災害情報等の連絡）

原子力規制委員会は、原子力防災管理者からの原災法第15条通報等により全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。また、原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、対策拠点施設において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る市及び県をはじめ原子力事業者、関係機関等の間の連絡・調整等を行うこととされている。

市は、原子力規制委員会又は原子力事業者等の通報により全面緊急事態発生を把握した場合は、応急対策活動等の情報把握のため、以下に示す対応を行うものとする。

- ① 国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る県、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、対策拠点施設において、施設の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。
- ② 対策拠点施設に派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

7 一般回線が使用できない場合の対処

市は、地震や津波等の影響に伴い一般回線が使用できない場合は、別途整備した衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

8 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

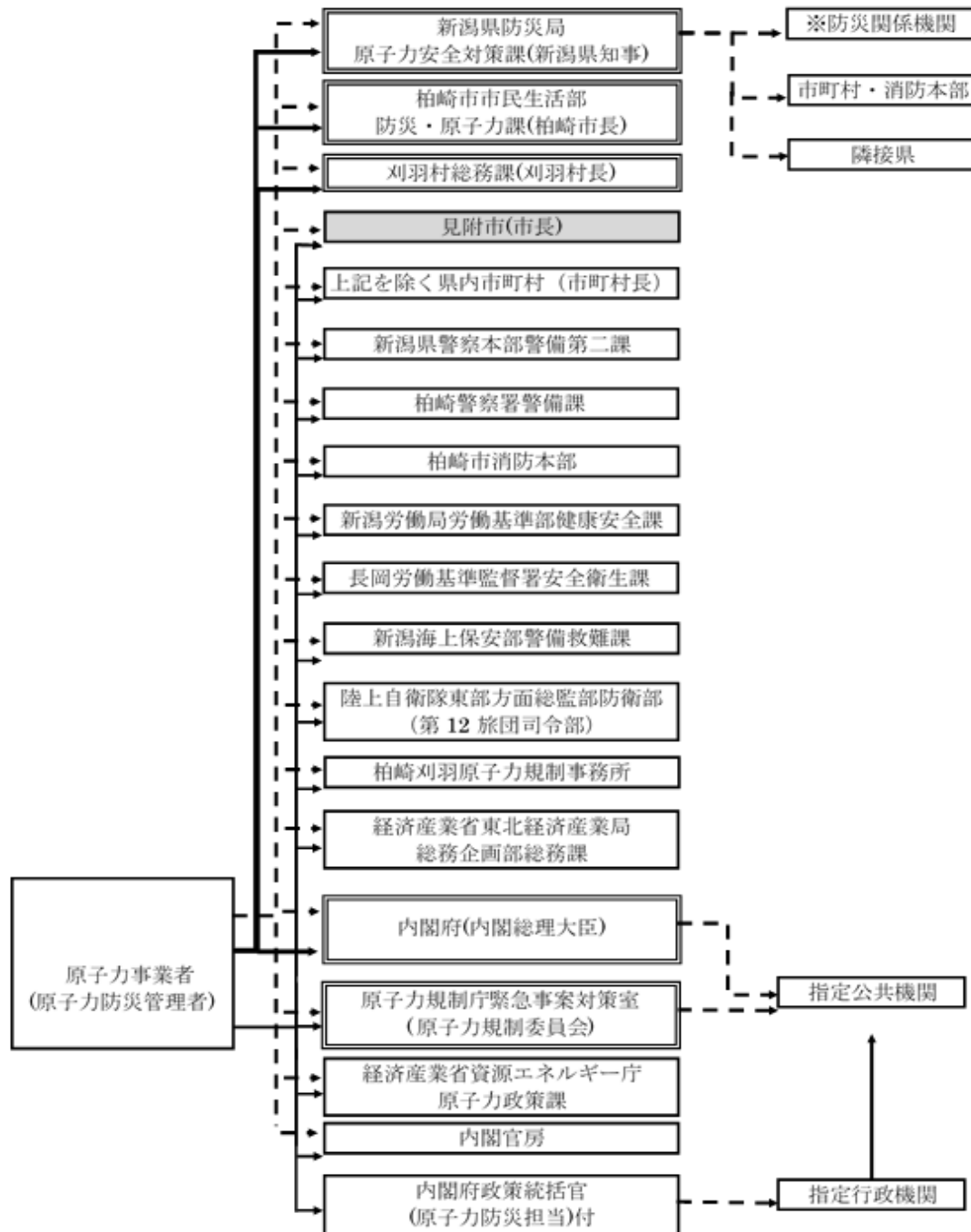
市は、事態の進展に応じて緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの実施等について、国や県等の関係機関に協力する。

9 気象情報の適切な入手のための活動

市は、新潟地方気象台や民間事業者等と連携し、防護対策の判断材料となる風向きや雪・雨などの気象情報を速やかに入手し、屋内退避・避難等の意思決定を行う。

通報連絡体系図

※原子力災害対策特別措置法第10条第1項、安全協定に基づく通報連絡（発電所での事象発生時の通報経路）



： 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先

——▶：電話によるファクシミリ着信の確認

——▶：ファクシミリによる送信（ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡）

——▶：絡電話等による連絡

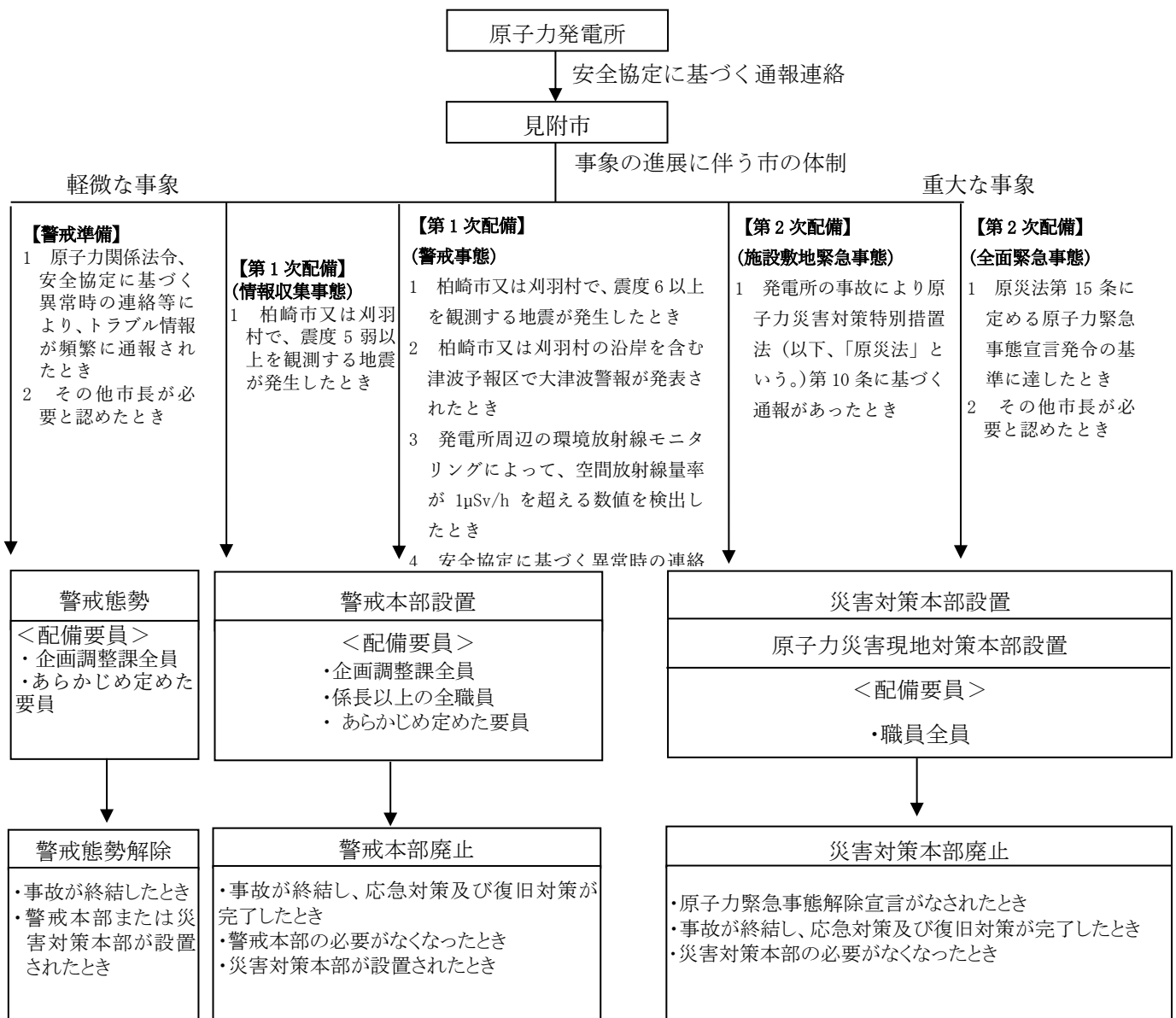
※防災関係機関：第1章第6節に掲げる表中の「指定地方行政機関」・「自衛隊」・「指定公共機関」・「指定地方公共機関」・「その他の公共機関」

3 節 活動体制の確立

1 方針

市は、緊急時には、災害対策基本法に基づく災害対策本部又は警戒本部を設置する。
また、警戒本部の設置に至らないような事故及び発電所周辺で大規模事故等が発生した場合でも、事故に対する住民の不安や動揺等の緩和を図るため、適切に対応するものとする。

原子力災害等発生時の見附市の防災体制



2 災害対策本部等の設置基準

新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）に定める県の原子力災害対策本部等の設置基準に準拠し、以下のとおり設置基準を設ける。

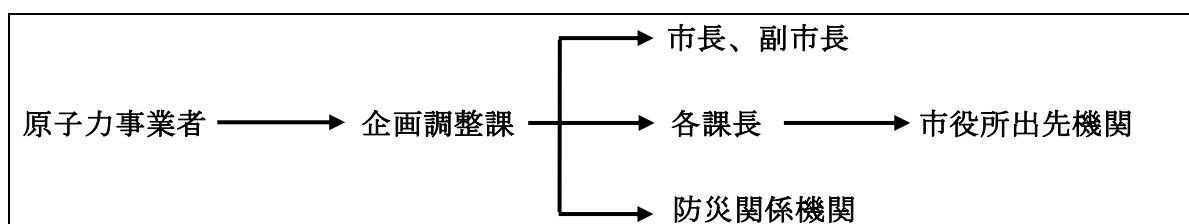
本部等設置基準

配備態勢	設置基準	活動体制 (対象職員)	緊急事態 区分	原子力防災センター (オフサイトセンタ ー)
警戒準備	1 原子力関係法令、安全協定に基づく異常時の連絡等により、トラブル情報が頻繁に通報されたとき 2 その他市長が必要と認めたとき	警戒態勢（企画調整課全員、あらかじめ定めた要員）	—	
第1次配備	1 柏崎市又は刈羽村で、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき	警戒本部（企画調整課全職員、係長以上の全職員、あらかじめ定められた要員）	情報収集事態	
	1 柏崎市又は刈羽村で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき 2 柏崎市又は刈羽村の沿岸を含む津波予報区で、大津波警報が発表されたとき 3 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が $1\mu\text{Sv/h}$ を超える数値を検出したとき 4 安全協定に基づく異常時の連絡等により警戒事態に該当する重要な故障が認められるとき 5 その他市長が必要と認めるとき		警戒事態	原子力事故現地警戒本部
第2次配備	1 発電所の事故により原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第10条に基づく通報があったとき	災害対策本部（職員全員）	施設敷地緊急事態	原子力事故 現地対策本部 （市現地災害対策本部） 現地事故対策 連絡会議
	1 原災法 15 条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき 2 その他市長が必要と認めたとき		全面緊急事態	原子力災害 現地対策本部 （市現地災害対策本部） 原子力災害合同 対策協議会

3 職員の配備・招集

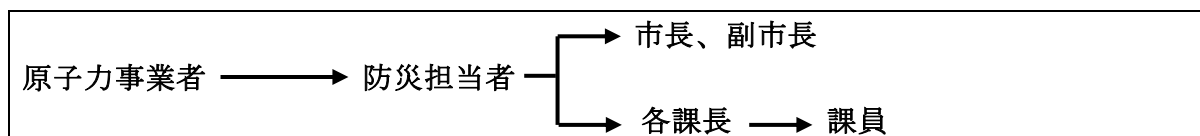
(1) 勤務時間内の配備

勤務時間内に災害が発生した場合、災害対策本部及び現地災害対策本部の指令の下、本部等設置基準に基づき、直ちに応急対策の実施に入る。



(2) 勤務時間外の招集・配備

勤務時間外に災害が予測され又は発生した場合は、災害対策本部及び現地災害対策本部は、災害情報の連絡（夜間・休日）に基づき、職員を招集し応急対策を実施する。



(3) 職員配備の把握、職員派遣

各部長及び副部長は、職員の配備状況及び活動状況を把握し、所属職員のみでは災害対応が困難な場合は、総務部長に応援を求める。

総務部長は、災害の状況及び職員の動員状況等を掌握し、職員の適正配備を行う。特に、現地災害対策本部では人員が少ないことから、迅速に職員派遣を実施し、災害対策本部と一体となった災害対応を行う。

4 警戒態勢の設置

(1) 警戒態勢基準

市は、警戒準備体制の設置基準に該当した時は、直ちに警戒態勢に移る。

(2) 所管事務

警戒態勢における所管事務は、以下のとおりとする。

- ① 発電所の事故に関する情報の収集および関係部局、防災関係機関への情報提供
- ② 国、県及び関係機関との緊密な情報交換
- ③ 警戒本部の立ち上げ準備
- ④ その他必要な事務

(3) 警戒態勢の解除

警戒態勢の解除は、概ね以下の基準によるものとする。

- ① 原子力施設の事故が終結し、対策の必要が無くなったと認めたとき。
- ② 警戒本部が設置されたとき。

5 警戒本部の設置

(1) 警戒本部設置基準

市長は、第1次配備態勢の設置基準に該当したときは、警戒本部を設置し、原子力災害対策本部の設置に備える。

(2) 警戒本部(本部室)設置場所

本部は、見附市役所に設置する。市役所が被災し災害対策本部として機能しない場合は、市長が指定する施設とする。

(3) 組織

本部は、以下の組織体制とする。

本部長：市長
副本部長：副市長、教育長
本部員：本部長の指定する関係部長等

(4) 所管事務

警戒本部における所管事務は、以下のとおりとする。

- ① 発電所の事故に関する情報の収集並びに関係部局、防災関係機関への情報提供
- ② 応急対策の検討、調整及び実施
- ③ 関係機関との連絡調整
- ④ 報道機関への情報提供
- ⑤ 住民等への広報
- ⑥ 原子力災害対策本部の立ち上げ準備
- ⑦ 国等との情報の共有等
- ⑧ その他必要な事務

(5) 本部会議

指示の徹底及び各部の情報交換と対応の調整等のため、必要に応じて本部会議を開催する。

- ① 本部会議は、本部長、副本部長及び本部会議要員をもって構成し、本部長が主宰する。
- ② 本部長は、必要に応じて関係機関の職員に対し本部会議への出席を依頼する。

(6) 警戒本部の廃止

警戒本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。

- ① 原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなつたと認めたとき。
- ② 原子力災害対策本部が設置されたとき。

6 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部設置基準

市長は、第2次配備態勢の設置基準に該当したときは、速やかに職員を非常招集し、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部(本部室)設置場所

本部は、見附市役所に設置する。市役所が被災し災害対策本部として機能しない場合は、市長が指定する施設とする。

(3) 組織

災害対策本部は、見附市災害対策本部条例等の定めるところより、次のとおりとする。ただし、本部長が認めた場合は、新たな班の設置や事務分掌の追加等を行うことができる。また、現地本部長が認めた場合、現地対策本部においても同様とする。

本部長：市長

副本部長：副市長、教育長

本部員：全課長、上下水道局長、病院事務長、消防長及びその他必要に応じその都度

本部長が指名又は委嘱する。なお、やむを得ず本部員が従事できない場合は、各部の班長等を代理として従事させる。

本部職員：災害対策本部の職員については、あらかじめ市長が指名する

(4) 所管事務

災害対策本部における所管事務は以下の通りである。

- ① 避難及び屋内退避に係る準備情報、勧告及び指示又は解除に関すること
- ② 現地事故対策連絡会議への職員の派遣
- ③ 原子力災害合同対策協議会への職員派遣
- ④ 複合災害対策に関すること
- ⑤ 本部の出動体制及び解除の決定
- ⑥ 重要な災害情報の収集および伝達
- ⑦ 避難準備情報、避難勧告及び避難指示に関すること
- ⑧ 避難所の開設及び閉鎖
- ⑨ 県及び他市町村との間の相互応援並びに公共団体、自衛隊等の応援要請

- ⑩ 災害対策経費の処理
- ⑪ その他災害対策に関する重要事項

(5) 本部会議

指示の徹底及び各部の情報交換と対応の調整等のため、必要に応じて本部会議を開催する。

- ① 本部会議は、本部長、副本部長及び本部会議要員をもって構成し、本部長が主宰する。
- ② 本部長は、必要に応じて、関係機関の職員に対し本部会議への出席を依頼する。

(6) 災害対策本部体制の廃止

災害対策本部体制の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。

- ① 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
- ② 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

(7) 原子力災害現地対策本部の設置

市長は、災害対策本部の設置と同時に、国の災対策本部との連絡調整のため、あらかじめ定められた責任ある判断を行える者を本部長（以下、「現地対策本部長」という。）とする原子力災害現地対策本部（以下、「現地対策本部」という。）を原子力防災センター（オフサイトセンター）に設置する。

現地対策本部長は、本部長の命を受け、現地対策本部における事務を総括し、現地対策本部職員を指揮監督する。

なお、災害対策本部を廃止した場合は、現地対策本部を廃止する。

(8) 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、各災害に対応する対策本部がそれぞれ別に設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。

見附市災害対策本部の組織図



災害対策本部分掌事務

部名	班名	業務分掌
総務部	総務班	1.本部の設置及び廃止に関すること。 2.本部会議及び本部の庶務に関すること。 3.防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 4.各部との連絡及び応援職員の調整に関すること。 5.無線通信の統括に関すること。 6.車両の確保及び配車に関すること。 7.県への連絡及び被害報告に関すること。 8.県、他市町村への応援要請及び受入れ調整に関すること。 9.災害救助法、県災害救助条例、見附市災害救助条例に関すること。 10.自衛隊等の応援要請、受け入れ態勢に関すること。 11.職員の被災状況の把握に関すること。 12.ヘリポートの設置に関すること。 13.町内会及び自主防災組織との連絡調整に関すること。 14.本部内における相互応援協定及び他団体からの応援職員の派遣調整に関すること。 15.災害時における職員の健康管理に関すること。 16.国その他関係機関に対する説明資料の作成に関すること。 17.災害関連死の認定に関すること。 18.市議会との連絡に関すること。 19.東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所との連絡及び調整に関すること。 20.(原子力災害)職員の被ばく管理に関すること。 21.(原子力災害)防護対策地区内住民の輸送に関すること。 22.その他、各部に属さない事項。
	情報班	1.被害状況の収集、集計に関すること。 2.河川情報、気象情報等の収集及び伝達に関すること。 3.警報の伝達、避難の指示等に関すること。 4.各指定避難所に対する災害関連情報の提供に関すること。 5.市民への広報に関すること。 6.報道機関との連絡調整に関すること。 7.災害記録に関すること。 8.国、県等との陳情、視察等に関すること。

		9.市のホームページの更新に関する事。 10.所要見舞者の応接に関する事。 11.(原子力災害)退避・避難の勧告、指示又は解除に関する事。 12.(原子力災害)放射性物質による汚染状況調査等に関する事。 13.(原子力災害)県の緊急時モニタリング活動に対する協力に関する事
	財務班	1.災害対策に係る予算の編成及び執行管理に関する事。 2.市有財産の被害調査に関する事。 3.義援金の給付配付に関する事。 4.災害弔慰金等の支給に関する事。 5.災害援護資金に関する事 6.被災者生活再建支援金に関する事。 7.被害状況及び損害額の集計の取りまとめに関する事。 8.災害時における予算及び資金の管理に関する事。 9.災害対策基金の管理運用に関する事。 10.激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)の適用に関する事。 11.(原子力災害)各部の応援に関する事。
	情報システム班	1.市所有の情報システムの機能確保に関する事。 2.システム・インフラの復旧に関する事。 3.庁舎内システム・インフラの動作状況及び被害調査に関する事。 4.代替拠点施設の被害調査に関する事。 5.ICT 資源の確認及び確保に関する事。
出納部	会計班	1.災害時における出納、経理に関する事。 2.救援資金及び見舞金の受入れに関する事。 3.被災者に対する納期限の延長に係る指定金融機関との調整に関する事。 4.(原子力災害)各部の応援に関する事。
民生部	避難対策班	1.指定避難所の開設に関する事。 2.避難者救護に関する事。 3.避難者名簿の作成に関する事。 4.指定避難所施設の災害対策及び被害調査に関する事。 5.(原子力災害)退避・避難所の設営及び被災者の収容に関する事。 6.(原子力災害)災害地域住民等の記録に関する事。 7.仮設トイレの設置に関する事。

	避難者支援班	1.被災者に対する応急品の給与に関すること。 2.救援物資の受入れ及び配付に関すること。 3.ボランティアに関すること。 4.外国人の被災調査に関すること。 5.被災外国人に対する支援に関すること。 6.食糧確保及び緊急炊き出しに関すること。 7.(原子力災害)各部の応援に関すること。 8.遺体の収容及び埋火葬に関すること。
	家屋調査班	1.被災世帯(家屋)の調査に関すること。 2.被災者台帳の作成に関すること。 3.り災証明に関すること。 4.被災者に対する市税の納税猶予、納期限の延長及び減免に関すること。 5.(原子力災害)各部の応援に関すること。
福祉 保健部	福祉保健班	1.要配慮者の救助に関すること。 2.被災者相談所の開設に関すること。 3.人的被害状況の調査に関すること。 4.被災者に対する福祉相談に関すること。 5.重傷者名簿の作成に関すること。 6.安否情報の収集に関すること。 7.要配慮者被災者世帯訪問による被災状況の把握及び相談支援に関すること。 8.被災者の医療費助成に係る所得制限の撤廃に関すること。 9.被災者に対する介護保険料の納付猶予、納期限の延長及び減免に関すること。 10.被災者に対する国民健康保険税の納税猶予、納期限の延長及び減免措置の検討に関すること。 11.国民健康保険、後期高齢者医療保険、医療費助成に係る一部負担等の減免措置検討に関すること。 12.社会福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること。 13.医療施設の災害対策及び被害調査に関すること。 14.福祉避難所の開設、運営及び閉鎖に関すること。 15.感染症予防及び防疫対策に関すること。 16.看護班の編成及び傷病人の応急救護に関すること。 17.保健衛生用資機材の調達及び防疫用薬剤に関すること。 18.保健医療情報の収集に関すること。 19.保健衛生活動の実施に関すること。

		20.被災者の入浴支援に関すること。 21.被災者に対する栄養指導に関すること。 22.被災者の精神保健指導に関すること。 23.原子力災害医療の協力に関すること。
産業部	農林班	1.農林施設及び農地、農作物の災害対策及び被害調査に関すること。 2.治山、砂防等の災害対策及び被害調査に関すること。 3.被災農業者に対する災害融資に関すること。 4.農林関係機関・団体との連絡調整に関すること。 5.災害時における家畜伝染病の防疫に関すること。 6.(原子力災害)農林水産物の採取出荷制限に関すること。 7.(原子力災害)各部の応援に関すること。
	商工班	1.商工業者の災害対策及び被害調査に関すること。 2.被災商工業者に対する災害融資に関すること。 3.商工関係機関・団体に対する災害関連情報の提供に関すること。 4.災害時における雇用確保に関すること。 5.(原子力災害)各部の応援に関すること。
建設部	建設班	1.土木施設の災害防止及び復旧に関すること。 2.道路、橋梁、その他土木施設の災害対策及び被害調査に関すること。 3.公共交通機関との連絡調整、交通途絶箇所、迂回路線の公示に関すること。 4.土木災害応急機材の調達に関すること。 5.水防活動の連絡調整に関すること。 6.建築物、宅地等の応急復旧及び応急危険度判定に関すること。 7.市営住宅等の災害対策及び被害調査に関すること。 8.応急仮設住宅に関すること。 9.建設業者との連絡調整に関すること。 10.住宅被災者の公営住宅への特定入居に関すること。 11.(原子力災害)各部の応援に関すること。
	生活衛生班	1.清掃並びに塵芥及びし尿処理に関すること。 2.廃棄物の処理に関すること。 3.企業の公害発生防止指導に関すること。 4.死亡獣畜等の処理に関すること。 5.ねずみ族、害虫等の駆除に関すること。 6.衛生施設の災害対策及び被害調査に関すること。 7.愛玩動物に関すること。

		8.(原子力災害)各部の応援に関する事。
上下水道部	水道班	1.水道施設の災害対策及び応急復旧対策に関する事。 2.水道施設の被害調査に関する事。 3 飲料水の確保及び給水に関する事。 4.飲料水の水質管理に関する事。 5.(原子力災害)飲料水の摂取制限に関する事。
	下水道班	1.下水道施設の災害対策及び応急普及対策に関する事。 2.下水道施設の被害調査に関する事。 3.排水施設の管理及び運転に関する事。 4.農業集落排水施設等の被害調査及び報告に関する事。 5.(原子力災害)各部の応援に関する事。
医療部	庶務班	1.医療救護対策に関する事 2.関係医療機関との連絡調整に関する事。 3.救護病院の開設及び管理に関する事。 4.原子力災害医療の協力に関する事。
	治療班	1.災害時の医療救護に関する事。 2.原子力災害医療の協力に関する事。
	看護班	1.災害時の病人、負傷者の看護に関する事。 2.原子力災害医療の協力に関する事。
教育部	教育総務班	1.教育施設の災害対策及び被害調査に関する事。 2.学用品の調達あっせんに関する事。 3.部内の連絡調整に関する事。
	学校教育班	1.学校教育の確保に関する事。 2.児童、生徒の避難に関する事。 3.災害時における応急教育に関する事。 4.各校の単位 PTA 等教育関係団体への協力要請及び連絡調整に関する事。 5.児童生徒及び教職員の被災状況調査に関する事。 6.PTA 連合会への協力要請及び連絡調整に関する事。
	幼児保育班	1.保育児童の被災状況調査に関する事。 2.被災者に対する保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免に関する事。 3.保育園児の避難に関する事。
消防本部		1.消火、救急、救助等、消防に関する事。

7 対策拠点施設との連携

(1) 警戒事態又は施設敷地緊急事態発生のお知らせ後の対応

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生のお知らせを受けた場合、原子力防災専門官及び原子力事業者等から情報等を得るなど連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるとともに、直ちに対策拠点施設の立ち上げ準備への協力を行うものとする。

また、国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設にて開催し、これに市の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣するものとする。

なお、市は、派遣した職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

(2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応

市は、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、市は、あらかじめ定めた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

また、市は、あらかじめ定めた職員を対策拠点施設に派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

8 専門家の派遣要請

市は、施設敷地緊急事態発生のお知らせがなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国に対して専門家の派遣を要請するものとする。

9 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結している応援協定等を参考に、県や関係市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(2) 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請し、又は知事に対し指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

10 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求するものとする。

また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなつたと認めるときには、速やかに知事に対し撤収要請を要求するものとする。

11 原子力事業者の派遣要請等

市は、緊急事態応急対策のため必要と認めるときは、原子力事業者に対して説明員の派遣を要請するものとする。

12 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地災害対策本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくの可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

(2) 防護対策

市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達に協力を要請するものとする。

国の現地対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

市は、防災業務関係者の放射線防護について、あらかじめ定められた緊急時の防災業務関係者の放射線防護に係る基準に基づき、以下に示す対応を実施するものとする。

- ① 県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行うものとする。
- ② 放射線防護を担う班は、原子力防災センター（オフサイトセンター）等において、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請するものとする。
- ③ 応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。
- ④ 防災業務関係者の安全確保のため、原子力防災センター（オフサイトセンター）等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

13 原子力被災者生活支援チームとの連携

市は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、避難区域等の設定・見直し（計画的避難の実施や一時立入業務を含む）、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

[国の対応]

- ・ 国の原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目処として、必要に応じて、国の原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

4 節 屋内退避、避難等の防護活動

1 方針

市は、緊急時において、住民及び一時滞在者等の生命並びに身体を原子力災害から保護するため、避難、屋内退避等を指示した場合の対応等について定め、住民等の安全確保を図るものとする。

2 屋内退避、避難等の指標

原子力災害対策指針、国の定めるマニュアル等及び見附市原子力災害に備えた屋内退避・避難計画を踏まえ、避難、屋内退避等の防護措置を実施する。

放射線による被ばくを可能な限り抑えるため、計測可能な判断基準のほか、気象条件、放射性物質の放射性物質拡散予測情報等も活用する。

3 屋内退避、避難等の指示体系

原子力災害が発生した場合、国、県、市町村、防災関係機関及び原子力事業者等は、現行法令に従い、緊密に連携した対応を執る必要があることから、現行法令に基づき、次の対応を執ることとする。

(1) 内閣総理大臣から屋内退避、避難指示を受けた場合

市は、内閣総理大臣から屋内退避、避難の指示を受けたときは、当該指示の内容に従い屋内退避、避難の指示を行う。

(2) 内閣総理大臣から屋内退避、避難指示がない場合

① 市長

市長は、内閣総理大臣から屋内退避、避難の指示がない段階で、緊急に屋内退避等が必要と判断したときは、災対法第 60 条に基づき屋内退避、避難指示等を行う。

災対法第 60 条に基づいた屋内退避、避難指示を行う場合、国、県及び関係市町村と緊

密な連携を図るものとする。

② 知事

知事は、見附市において屋内退避、避難指示等に係る事務を行うことができない場合は、
災対法第60条第5項、原災法第28条第2項に基づき、見附市長に代わり屋内退避、避難指示の代行を行う。

4 屋内退避、避難誘導等の対応方針

市は、国及び県と連携し、原子力災害対策指針、国の定めるマニュアル等及び見附市原子力災害に備えた屋内退避・避難計画を踏まえ、UPZ内の住民等に対する屋内退避や避難のための立ち退きの勧告、指示の連絡、確認等の必要な緊急事態応急対策を実施するものとする。

またあわせて、住民避難の支援が必要な場合には、県と連携し国に要請するものとする。

[屋内退避・避難等実施の際に参照すべき事項]

- ① 風向きや気象条件（雨や雪）
- ② 放射性物質の放射性物質拡散予測情報
- ③ 県等が避難経路等に戦略的に配置した緊急時モニタリングデータ
- ④ 原子力災害対策指針を踏まえた国の指導、助言、指示
- ⑤ 放射性物質による汚染状況調査

[UPZ内の屋内退避・避難の対応方針]

- ① 風向きや気象条件（雨や雪）、県等が避難経路等に戦略的に配置した緊急時モニタリングデータを基に、必要に応じ、段階的な屋内退避を実施するものとする。
- ② その後、状況に応じ避難を要する場合は、風向きや気象条件（雨や雪）、放射性物質の大気中拡散計算結果、県等が避難経路等に戦略的に配置した緊急時モニタリングデータを基に、段階的避難を実施するものとする。
- ③ 避難区域は、地域の実情やコミュニティ、町内会等も考慮し決定するものとする。
- ④④ 共有地図のメッシュ等を活用し、円滑な避難・屋内退避を実施する。
- ⑤ 新型コロナウイルスを含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

5 安定ヨウ素剤の服用

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、国が決定した方針、指示に従い、直ちに服用対象の住民等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、住民への配布・服用指示、医師・薬剤師の確保等その必要な措置を講じるものとする。

【緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示】

緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は、県、市町村が指示することとされている。

市は、県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示する。ただし、時間的制約等により、医師が関与できない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行う。

6 学校等施設における屋内退避等の対応

学校等施設は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、屋内退避や避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた屋内退避、避難計画等に基づき、教職員等が責任を持って対応をするものとする。

また、避難にあたっては、教職員等の引率の下、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとし、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、避難対象区域を含む市に対し速やかにその旨連絡するものとする。

7 不特定多数の者が利用する施設における対応

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し屋内退避、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、避難させるものとする。

8 避難地域の決定、避難誘導等

(1) 避難先候補地の選定

市は、市町村による原子力安全対策に関する研究会で検討した風向きごとの広域避難パターン等を考慮し、県が最終調整した複数の避難先候補地を住民に周知するものとする。

(2) 避難実施時の避難先の選定

避難等を行う必要が生じた場合は、あらかじめ選定した避難先候補地を参考に、原子力防災センター（オフサイトセンター）内で開催される原子力災害合同対策協議会で調整する。

なお、緊急の必要により、市長が避難指示を出す場合は、あらかじめ県が最終調整した複数の避難先候補地の中から、風向きや気象情報、放射性物質の大気中拡散計算結果等を用いて決定する。

避難先の決定後は、速やかに地域住民へ伝達し、迅速な避難を実施する。

(3) 避難誘導、避難支援

市は、自家用車避難を前提とした住民等の円滑な避難実施に当たり、国、県等の関係機関と連携し避難誘導や避難支援を行うものとする。

[避難誘導、避難支援等における主な対応方針]

- ① 自家用車避難を前提とする。また、交通渋滞を避けるため、自家用車の相乗りを推奨する。
自家用車で避難できない住民は、市があらかじめ示す一時集合場所へ参集の上、避難バス等で避難する。
- ② バス事業者に対し避難用車両等の確保を要請する。また、避難用車両等が不足する場合は、県を通じて、必要な避難用車両等を確保する。なお、県において、国、隣接県、県内市町村及びバス事業者と調整の上、迅速かつ確実な避難車両の確保に向けた新たなルールが構築された場合には、新たなルールに基づき避難車両の確保を行う。
- ③ 避難路は、幹線道路、高速道路を主体とし、高速道路が使用できる場合は、高速道路を積極的に活用する。実際の避難路は、避難受入市町村及び受入施設の決定後、国や県、東日本高速道路（株）から入手した渋滞情報などの交通情報並びに道路情報を踏まえ、県、県警察、他市町村と最終調整のうえ決定する。
- ④ 自家用車や避難用バスのほか、必要に応じ、船舶、鉄道及びヘリコプター等を活用するため、関係機関と適切に調整を図り、輸送手段の確保を行う。

- ⑤ 県及び県警察等の防災関係機関と協力し、あらかじめ定めた計画に基づいて住民避難を実施するとともに、避難受入市町村と協力し、避難先への誘導を行う。

(4) 避難に資する情報提供

市は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて避難やスクリーニングポイント、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、市は、これらの情報について、国の原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

(5) 避難実施状況の確認

市は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難経由所又は避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、国の原子力災害対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

(6) 市の区域を越えた避難

市の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力の下、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう調整することとされている。この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所等となる施設を示すこととされている。

(7) 愛玩動物の避難

市は災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による愛玩動物との同行避難を呼びかけるものとする。

9 避難先における避難者支援

(1) 避難者の情報の早期把握

市は、それぞれの避難所の避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、災害時要援護者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について市及び県に提供するものとする。

(2) 避難受け入れ・避難所運営

市は、避難先に職員を同行させ、県及び受入市町村と連携し、各避難所等の適切な運営・管理に協力するものとする。この際、避難所等における正確な情報の伝達、物資等の配布、安定ヨウ素剤の準備、スクリーニングの実施、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整えるものとする。

市は、県及び受入市町村と連携し、避難所等における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。

市は、避難所等における相談窓口体制についても整備する。

[避難所運営にあたっての配慮事項]

- ① 市は、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。
また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- ② 市は、県と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。
特に、高齢者、障がい者、子ども等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
また、市は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- ③ 市は、県の協力のもと、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- ④ 市は、県の協力の下、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- ⑤ 市は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き屋等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- ⑥ 市は避難所において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部

局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

10 避難行動要支援者の避難支援

(1) 方針

市は、災害時に避難行動要支援者名簿等を活用できるよう、平時からの状況把握に努めるものとする。

市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援態勢、応急仮設住宅や旅館・ホテル等の民間宿泊施設への優先的入居に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

(2) 避難実施

市は、情報収集事態が発生した場合など、必要に応じ、早期に要配慮者の避難準備に着手する。在宅の避難行動要支援者の避難・屋内退避を「見附市避難行動要支援者等避難支援計画」に基づき、近隣住民、民生委員、自主防災組織、消防団等の呼びかけや介助により実施するものとする。

また、市は全面緊急事態が発生した場合、避難車両の手配を開始する。

なお、病院等医療機関、社会福祉施設等から避難車両の確保や避難先の福祉避難施設の調整等の要請があれば、国、県及び関係機関に避難支援を要請するものとする。

[病院等医療機関の対応]

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難させるものとする。

[社会福祉施設の対応]

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。

11 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

市は、警戒区域もしくは避難の勧告又は指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう市現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

12 物資等の供給

(1) 生活必需品等の調達・確保

市は、被災者の生活の維持のため必要な物資等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。

(2) 国等への物資支援要請

市は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

13 治安の確保及び火災の予防

市は、応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国及び県と協力のうえ、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。

5 節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

市は、住民等に対する UPZ 内の屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、当該勧告等の対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施する。

市は、原子力災害指針に基づいた O I L を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

市は、国及び県の指導・助言及び指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施する。

6 節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数グループのメンバー
- 第2順位 避難者の輸送（PAZ など緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 緊急時応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他緊急時応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- ① 救助、救急、医療及び救護の活動に必要な人員及び資機材
- ② 負傷者、避難者等
- ③ 緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材
- ④ 避難所等を維持・管理するために必要な人員、資機材
- ⑤ 飲食物等生命の維持に必要な物資
- ⑥ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

市は、以下の事項に配慮した緊急輸送体制を整備するものとする。

- ① 関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
- ② 人員、車両等に不足が生じたときは、関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を

要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町村へ支援を要請する。

- ③ ②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

2 緊急輸送のための交通確保

市は、原子力災害合同対策協議会において、交通規制にあたる県警察や他の道路管理者と相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。

7 節 救助・救急、消火及び医療活動

1 救助・救急及び消火活動

(1) 救助・救急及び消火活動のための資機材確保

市は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間事業者からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

(2) 消防庁、県、原子力事業者等への要請

市は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(3) 広域消防応援、緊急消防援助隊等への要請

市は、市内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、「新潟県広域消防相互応援協定」に基づく応援、緊急消防援助隊の出動等を県又は県代表消防本部に対し、要請する。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

- ① 救急・救助及び火災の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間
- ② 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ③ 市町村への進入経路及び集結（待機）場所

2 医療措置

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査及び除染等の原子力災害医療について協力するものとする。

8 節 住民等への的確な情報伝達活動

1 方針

市は、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動の実施に努めるものとする。

また、市は、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備するものとする。

2 住民等への情報伝達活動

(1) 住民に対する的確な情報提供

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じることができないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をできるかぎり抑えるため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。

(2) 情報の一元化・広報文例の整備等

市は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

(3) 住民等への情報提供活動にあたっての留意事項

市は、以下の点に留意した情報提供を行うものとする。

- ① 役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、緊急時モニタリングの結果、参考としての気象情報や放射性物質の大気中拡散計算結果等）、飲食物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に

関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

- ② 原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、周辺市町村及び原子力事業者と相互に連絡をとりあうものとする。
- ③ 情報伝達に当たって、防災行政無線、緊急速報メール、FAX、広報車、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

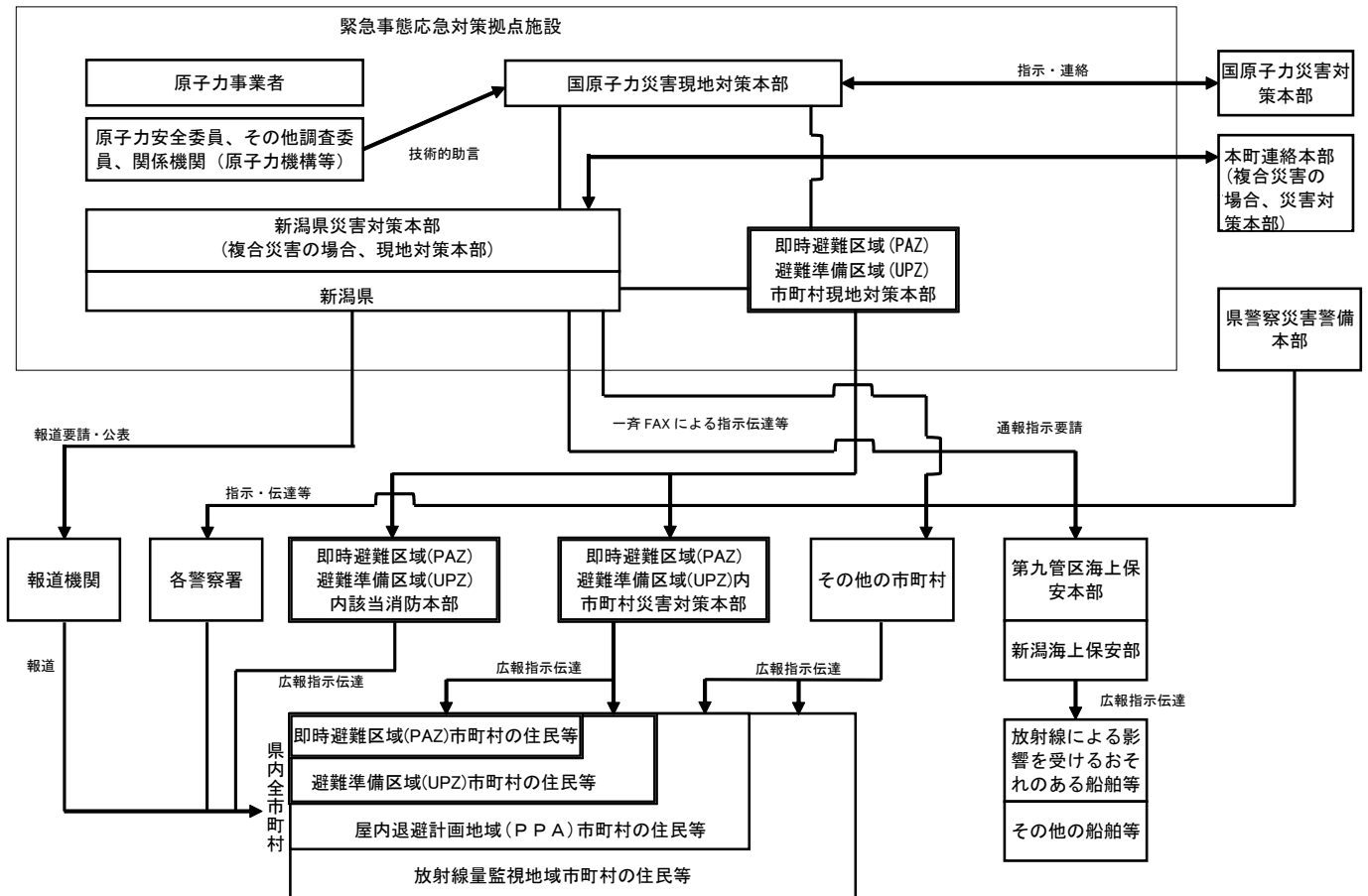
- ④ 避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

3 住民等からの問合せに対する対応

市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利権益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、他市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

住民等に対する広報及び指示等の伝達系統図



※新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）より

9 節 自発的支援の受入れ等

市は、国内・国外から寄せられる多くの善意の支援申し入れに対し、適切に対応する。

1 ボランティアの受入れ

市、国、県及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付や調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意するとともに高齢者等の介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民及び企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民、企業等に公表するものとする。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

市は、国民及び企業等に対し、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法が図られるよう情報発信するものとする。

(2) 義援金の受入れ

市は、県と十分協議の上、義援金の受入れ及び配分について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

10 節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

1 方針

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

2 市及び関係機関等の活動

県及び事故発生場所を管轄する市は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

[原子力事業者等の活動]

原子力事業者等は、原子力災害の発生の防止を図るため、直ちに、携行した防災資機材を用いて、次に掲げる危険時の措置等を迅速かつ的確に実施する。さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行うこととされている。

- ①消火及び延焼の防止の措置
- ②立入制限区域の設定
- ③モニタリングの実施
- ④核燃料物質による汚染及び漏えいの拡大防止及び除去対策の実施
- ⑤付近にいる者の避難
- ⑥放射線障害を受けた者の救出及び避難等の措置
- ⑦その他放射線障害の防止のために必要な措置等

[県の活動]

県は事故の通報を受けた場合、直ちに消防庁に即報するとともに、事故の状況の把握に努め、国の主体的な指導の下、市町村、消防機関及び県警察の協力を得て、必要に応

じて事故現場周辺の住民避難等の指示を行うなど必要な措置を講じることとされている。

[消防機関の活動]

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県（原子力安全対策課）に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施することとされている。

[県警察の活動]

事故の通報を受けた県警察は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施することとされている。